



令和 6 年 11 月 8 日
内閣府政策統括官（防災担当）

罹災証明書の申請書様式を統一化します
～広域避難先からも円滑に罹災証明書の交付を申請できるようになります～

内閣府では、今般、罹災証明書の申請に係る統一様式を定め、別紙 1 のとおり都道府県及び市区町村に周知しましたので、お知らせします。

令和 6 年能登半島地震では、2 次避難（広域避難）の実施に伴い、広域避難先から住家が所在する自治体に対して罹災証明書の交付を申請する必要があり、石川県内の市町では、こうした申請が円滑に行われるよう、発災後に統一した様式を定め、運用されてきました。

今後の災害に備え、事前に申請書様式の統一化を図ることについて、本年 6 月に全市区町村を対象としたアンケート調査を実施したところ、別紙 2 のとおり多くの市区町村から賛成の意向が示されたことから、今般、統一様式を提示することとしました。

（参考）罹災証明書については、令和 2 年に統一様式を提示しております。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
湯浅、打矢、小柳

TEL 03-5253-2111（内線51280）

03-3503-9394（直通）

府政防第 1481 号
令和 6 年 11 月 8 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

罹災証明書の申請書様式の統一化について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

内閣府では、令和 2 年に、他の都道府県から被災自治体に派遣された応援職員が、罹災証明書の交付に係る事務を円滑に遂行できるようにするため、関係自治体等からの要望を踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示したところです。

一方、罹災証明書の申請書様式は、市区町村において任意の様式が使用されてきたところ、令和 6 年能登半島地震では、被災者の命と健康を守る観点から 2 次避難（広域避難）を実施したことに伴い、広域避難先から住家が所在する自治体に対して罹災証明書の交付を申請する必要があったことを踏まえ、申請書様式についても、事前に統一化を図り、発災時における被災者支援を迅速に進めるための環境整備を進める必要があると考えられます。

こうした問題意識に基づき、本年 6 月、罹災証明書の申請書様式の統一化を図ることについて、全市区町村を対象としたアンケート調査を実施したところ、多くの市区町村から、賛成の意向が示されたことから、今般、罹災証明書の申請書に係る統一様式を提示することとしました。

貴職におかれましては、今後の大規模災害に備える観点から、罹災証明書の申請書様式の統一化が積極的に進められるよう、関係部局及び管内市区町村に周知のほど、よろしくお願いいたします。

罹 災 証 明 申 請 書

市(区・町・村)長

年

月

日

申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	(ふりがな) 氏 名

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)
-------	---

(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)
--------	--------------------------------

【留意事項 1】

（項目の削除）

- 1 項目の削除も可能ですが、「申請者（世帯主）」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

（項目の追加）

- 2 次ページ（留意事項 2）を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

（項目の編集）

- 3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

（写真を活用した被害区分の判定）

- 4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ（例 1）の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

（現地調査を省略できる場合）

- ・ 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
（参考 1 「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照）
- ・ 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
（参考 2 「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照）
- ・ 申請者の合意に基づく自己判定方式^{（※）}による一部損壊の判定を行う場合
（参考 3 「被害が軽微なものの取扱い」参照）

（※）自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご注意ください。

(例1) 写真による被害区分の判定

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹災証明書 の交付方法	☐ 郵送(住所:) (宛先:)
	☐ 窓口(〇〇市本庁舎)
	☐ 〇〇避難所

罹災証明申請書

〇〇

市(区・町・村)長

令和〇年

〇〇月

〇〇日

申請者 (世帯主)	住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 000-000-0000
	(現在の連絡先) 同上 電話番号 同上
	(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇 氏 名 〇〇 〇〇 生年月日 平成〇年〇月〇日 ※追加可能

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 000-000-0000
	(ふりがな) 〇〇〇 〇〇〇 氏 名 〇〇 〇〇 申請者との関係 子

罹災原因	令和〇年 〇月 〇日の 大雨 による
------	--------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	〇〇市〇〇町△丁目△番△号
--	---------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☒ 浸水被害 (☒ 床上 ☐ 床下) ☒ その他被害(以下に記入)
	がけ崩れによる土砂が室内に流入した

写真による 被害区分の 判定(※)	☒ 希望する(写真を添付)
	☐ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

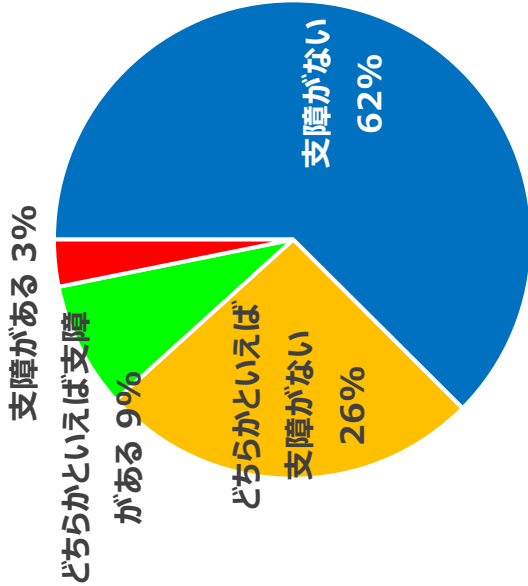
・照会期間 令和6年6月14日～6月28日

・回答状況 1,741市区町村のうち、1,452市区町村から回答（回答率83.4%、締切後7/13までに受理した181件を含む）

・結果 88%の自治体では概ね事務における支障はなく、97%の自治体では概ね統一化に賛成

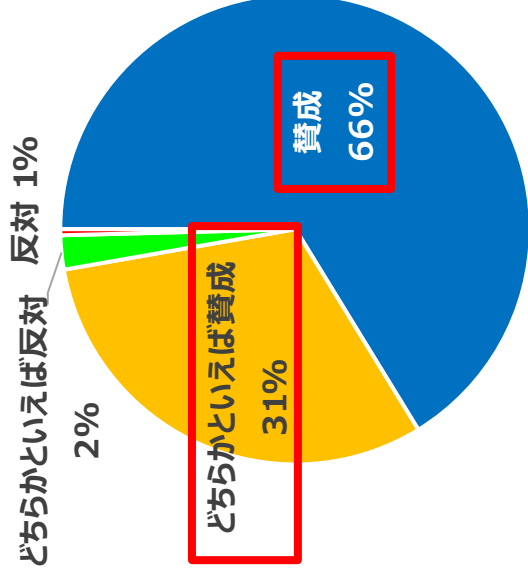
問1 貴市区町村の申請書を別紙に提示した統一様式とした場合、罹災証明書交付事務における支障の有無

- 支障がない 907件 (62%)
- どちらかといえば支障がない 375件 (26%)
- どちらかといえば支障がある 124件 (9%)
- 支障がある 46件 (3%)



問2 罹災証明申請書の統一化を図る方針についてどう考えるか

- 賛成 962件 (66%)
- どちらかといえば賛成 450件 (31%)
- どちらかといえば反対 34件 (2%)
- 反対 6件 (1%)



問3 申請書を統一様式に変更する場合の課題は何か

- 事務負担が大きい 407件 (28%)
(要綱の改正が必要等)
- 予算確保が必要 97件 (7%)
(システム改修が必要等)
- 特に課題はない 862件 (59%)
- その他 86件 (6%)

